

あき総合病院医療情報システム更新業務委託 公募型プロポーザル評価基準

1 基本的な考え方

あき総合病院医療情報システム更新業務委託プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）において、提案者の提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適なシステム設計構築事業者を選定するために、システム性能面（以下「性能等」という）及び価格面（以下「価格等」という）の2つの観点で評価する。優先交渉権者の決定にあたっては、性能等の評価と提案見積価格等の評価を合算する方式を採用し、評価点の最も高い者をもって優先交渉権者とする。優先交渉権者は、正式契約に向けて優先的に交渉の対象者となる。

なお、評価は 高知県立あき総合病院 にて事前に選出された代表者が評価者として行う。

(1) 性能等の評価

性能等については、プロポーザルへ参加する提案者へ提供している あき総合病院医療情報システム更新業務委託企画提案書作成要領様式6「技術回答書」に関する回答（客観的評価）と、「公募型プロポーザル企画提案書作成要領」の内容に沿った提案書（主観的評価）に対して評価を行い、これらの得点を合計したものを「性能等評価点」とする。

なお、提案書についてはプレゼンテーションによる審査を行い、別表「051_審査基準」により評価をする。

プレゼンテーションの実施については、別途通知する。

(2) 価格等の評価

初期費用見積価格に関する提案内容（以下、「提案見積価格」という）について、後に示す計算式に基づき算定した得点を「価格等評価点」とする。

(3) 評価の方法及び優先交渉権者の決定方法

「性能等評価点」と「価格等評価点」の得点配分は、それぞれ800点満点、200点満点の合計1,000点満点とする。各項目の配点は、次頁に掲げる配点表のとおりとする。

(1)及び(2)で評価した「性能等評価点」、「価格等評価点」の合計点数が最も高い者を優先交渉権者とする。

なお、総合点数の60%未満の場合は、候補者又は次点者として選定しないこととする。

【配点表】

評価項目	性能等評価点		価格等評価点
	客観的評価	主観的評価	
技術回答書	3 0 0	－	－
提案及び提案書	－	5 0 0	－
提案見積価格	－	－	2 0 0
合計	3 0 0	5 0 0	2 0 0
	8 0 0		

(4) 有効数字

「性能等評価点」及び「価格等評価点」の算出にあたっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

- (ア) 提案者それぞれの「性能等評価点」「価格等評価点」とも異なる場合
「性能等評価点」が高い者を優先交渉権者とする。

- (イ) 提案者それぞれの「性能等評価点」「価格等評価点」とも同じで提案見積価格（初期費用見積価格）も同額の場合、当該提案者にくじを引かせ、優先交渉権者を決定するものとする。

2 「性能等」の評価方法

(1) 採点および評価点数計算方法

(ア) 技術点（３００点）

仕様項目ごとに得点を付与する。

① 評価基準

評価	評価基準	係数
◎	提案見積価格内で標準機能、カスタマイズまたは代替え案で対応可能。	2
○	提案見積価格より追加費用にてカスタマイズ対応可能	1
×	対応不可	0

② 技術点の算出方法

得点（項目数×係数）を合計し得点率を計算する。

得点率＝総得点÷（２×総項目数）

最後に、技術回答書の配点（３００点）に、得点率を乗じた結果が、技術回答書の評価点である。

※ 技術回答書の評価点＝配点×得点率

(イ) 企画提案点（５００点）

提案書の項目を、「別表 051_審査基準」に基づき評価する。

提案書およびプレゼンテーションにおいて、「別表 051_審査基準」に示す提案があるものに対しては、評価に基づき得点評価する。（配点：５００点）

なお、提案がないものについては、０点とする。

各評価基準項目に対して５段階（Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ）で評価する。原則としてＡ～Ｃの３段階で評価し、他者と比較して特筆すべき優れている提案があった場合のみ、Ｓ評価とする。（複数の提案者に同じ点数をつけることは可能。）。評価する事項がない場合はＤ評価とする。

① 評価基準

評価	評価基準	配分
S	要求事項を網羅し、かつ病院の期待を大きく上回る優れた付加価値や具体的解決策が提示されている。	100%
A	要求事項を十分に満たし、内容が具体的かつ高精度であり、プロジェクトの成功が強く期待できる。	80%
B	要求事項を概ね満たしており、標準的な水準である。（合格最低ライン）	60%
C	要求事項に対する検討が不十分であり、実現性や安全性に懸念が残る。	30%
D	提案がない、あるいは要求事項を全く満たしていない。	0%

②企画提案点の算出方法

各審査員の採点（審査基準の配点×評価基準の合計値）の平均値が企画提案点となる。

※ なお、提案書及びプレゼンテーションにおいて、提案者より示された提案内容に関しては、すべて提案見積価格の範囲内で実現できる内容と判断するので留意すること。

3 「価格等」の評価方法

(1) 採点および評価点数算定方法（200点）

評価項目	採点方法
提案見積価格 （初期費用見積価格＋ 7年保守費用見積価格）	提案見積価格が見積限度額の範囲内の場合のみ、以下の評価点を付与し、評価点を次のように算定する。 評価点＝200点×最低提案見積価格/提案見積価格 ※ 提案見積価格が見積限度額を上回った場合は優先交渉権者とならない。